



調布飛行場の管理運用形態の変更等に伴う確認書

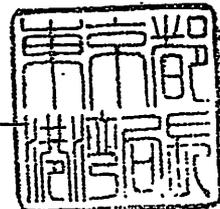
第3回「調布基地跡地関連事業推進協議会（以下「四者協」という。）」における合意を踏まえ、「東京都調布離着陸場の整備及び管理運営に関する協定書」（以下「協定」という。）及び「東京都調布離着陸場の整備及び管理運営に関する覚書」（以下「覚書」という。）について、以下のとおり確認する。

1. 四者協における合意内容は次のとおり。
  - (1) 航空管制官の撤退については、現行の管制業務と同等に航空交通の安全性の確保を図るため、都が別紙のとおり対応することを踏まえ、平成18年4月より都が情報提供業務を実施する。
  - (2) 就航率の向上等他の課題については、引き続き協議する。
2. 協定別表4(1)の「東京都の回答」については、平成18年4月1日以降、航空管制官に替わって、都が合意内容の(1)に基づき対応するものとする。
3. 協定別表4(5)の「特別有視界飛行」については、平成18年4月1日以降、東京都調布飛行場運用規程第2条第2項の規定による飛行と読み替えるものとする。
4. 覚書第1(3)の「調布管制圏」については、平成18年4月1日以降、東京都調布飛行場運用規程に基づき飛行場情報を提供する調布飛行場周辺空域と読み替えるものとする

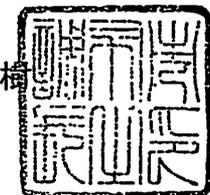
本書2通を作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を所有するものとする。

平成18年3月31日

甲 東京都港湾局長  
津島 隆



乙 調布市長  
長友 貴



## 航空交通の安全性の確保を図るための都の対応

### 1. 情報提供業務従事者

- 広島西飛行場などにおいて豊富な業務実績を有する国土交通省所管の（財）小型航空機安全運航センターを業務従事先と定め、情報提供業務を行う。

### 2. 円滑な業務の移行

- 円滑な業務の移行を図る観点から、情報提供業務の指導・監督や、羽田等との航空交通に関する連絡調整等のため、国の航空管制官を都の職員として受け入れ、東京都調布飛行場管理事務所に配置する。
- 情報提供業務の開始に先立ち、事前に情報提供業務従事者は業務引継ぎを行う。
- 情報提供業務の実施に当たっては、国の庁舎・管制塔を引き続き使用する。

### 3. 飛行の安全性

- 現行の有視界飛行方式が保持されるよう措置を講じる。

### 4. 管理規程の整備

- 情報提供業務の実施に伴い必要となる管理規程の変更については、航空法第54条の2第2項に基づき国土交通省の認可を受ける。

調布飛行場の就航率向上及び三宅島航空路線開設に係る確認書

第7回「調布基地跡地関連事業推進協議会（以下「四者協」という。）」における合意を踏まえ、調布市と東京都は、以下のとおり確認する。

1 就航率の向上について

- (1) 定期航空路線に就航する航空機及び公共性・緊急性の高い医療搬送、防災等に供される航空機に限り、計器気象状態にあるときのみ計器飛行方式による運用を行う。
- (2) 有視界気象状態においては、今までどおり全ての航空機について有視界飛行方式による運用を行う。
- (3) 協定別表4(5)の特別有視界飛行に係る記述については、計器飛行方式の運用開始以降、東京都調布飛行場運用規程第2条第2項の規定に読み替えるものとする。
- (4) この計器飛行方式の運用は、平成25年度早期を目途に行う。

2 三宅島航空路線の開設について

- (1) 調布飛行場～三宅島空港間の航空路線を新たに開設する。
- (2) 三宅島航空路線の運航は、平成26年度早期を目途に開始する。

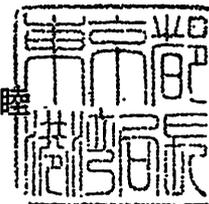
3 東京都の取組みについて

上記1及び2の実施に当たり、東京都は別紙「東京都の取組内容」のとおりに取り組む。

本書2通を作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を所有するものとする。

平成25年2月6日

甲 東京都港湾局長  
多羅尾 光



乙 調布市長  
長友 貴



# 東京都の取組内容

調布飛行場の就航率向上（計器飛行方式の一部導入）及び三宅島航空路線開設に当たって、東京都は次の事項に取り組む。

## 1 安全対策

東京都は、これまでも「東京都調布離着陸場の整備及び管理運営に関する協定書（以下「協定書」という。）」等に基づき、安全性の確保のため、毎月開催される運航担当者会議等において運航の基本手順等の徹底を図るとともに、都独自の取組みとして事業者を対象に安全啓発講習会を開催するなど、安全対策に努めてきている。

引続きこうした様々な取組みを行うとともに、航空法の改正により新たに導入された操縦者の技能維持を図るための「特定操縦者技能審査制度」の活用などを図り、更なる安全確保に万全を期していく。

## 2 騒音対策

東京都は、これまでも協定書等に基づき、航空機騒音による障害を防止するため、定期的な騒音測定により航空機騒音の監視に努めるとともに、離着陸回数や飛行時間帯を制限するなど、様々な取組みを行ってきている。また、環境基準に基づく防音工事補助も行っており、協定書に定める年間総離着陸回数の上限値 23,000 回を用いて環境影響を予測し実施している（平成 23 年の飛行実績は 15,380 回）。

引続きこうした様々な取組みを行い、騒音対策に万全を期していく。

## 3 離着陸回数削減の取組み

平成 25 年度から次の取組みを実施する。

- 駐機スポットの削減割合を、協定時の約束 20% から更に 34% へと引き上げる。
- 体験飛行は禁止する。ただし、「調布飛行場まつり」の企画として実施する体験飛行に限り、三鷹市、府中市及び調布市と事前協議のうえ、了承を得られた場合には認めることができるものとする。
- 外来機の飛行場の使用目的は、これまで「整備又は給油」としていたが、「給油」目的の使用を原則禁止する。
- 自家用目的の飛行について次のとおり制限を強化する。
  - ・日祭日の 1 暦月の離着陸回数制限を新たに設け、1 暦月 6 回以内とする。
  - ・平日の離着陸回数制限については、現行の 1 暦月 15 回以内を更に引き下げ、1 暦月 12 回以内とする。
- 外来機の離着陸回数制限については、現行の 1 暦月 15 回以内を更に引き下げ、1 暦月 10 回以内とする。